

浜松市飲用井戸等衛生対策要領

(目的)

第1条 この要領は、飲用に供する井戸等の施設及び水質に関して適正な衛生管理を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要領において対象とする施設は、次に掲げる施設のいずれかであつて、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)の適用を受けないもの(以下「飲用井戸等」という。)とする。

- (1) 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設のうち水道法(昭和32年法律第177号)第3条第6項に規定する専用水道以外の施設(導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。)
- (2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設のうち水道法第3条第6項に規定する専用水道以外の施設(導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。)
- (3) 水道法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道のうち水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道を有する施設(以下「小規模受水槽水道」という。)

(飲用井戸等の管理)

第3条 飲用井戸等を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者(以下「設置者等」という。)は、飲用井戸等及びその周辺の衛生的環境が確保されるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 設置者等は、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸にあつては構造物(井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等)が清潔に保持されるよう定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるものとする。
- 3 設置者等は、小規模受水槽水道にあつては水道法第34条の2に規定する簡易専用水道の管理基準に準じて管理するものとする。
- 4 設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮するものとする。

(使用開始前の検査)

第4条 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の設置者等は、使用を開始する前に、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項(以下「水質基準項目」という。)のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度(以下「基本項目」という。)にテトラクロロエチレン、トリクロロエチレンその他の有機溶剤(以下「有機溶剤項目」という。)、ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン

酸)(P F O S)及びペルフルオロオクタン酸(P F O A)その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要と認められる項目を加えた検査を実施するものとする。ただし、一般飲用井戸のうちおおむね30人以上の居住者に給水している施設並びに業務用飲用井戸のうち旅館業法(昭和23年法律第138号)及び公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の適用を受ける施設にあっては、水質基準項目の全てに関する検査を実施するものとする。

(定期検査)

第5条 設置者等は、次に定めるところにより飲用井戸等の定期検査を実施するものとする。

(1) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期検査は、水質基準項目のうち、基本項目に有機溶剤項目、ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(P F O S)及びペルフルオロオクタン酸(P F O A)その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要と認められる項目を加えたもの(一般飲用井戸(自家用のものを除く。))のうちおおむね30人以上の居住者に対して飲用水を供給するものについては、全ての水質基準項目)について行うものとする。

(2) 小規模受水槽水道における定期検査は、給水栓における水の色、臭い、味、色度及び濁度に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質検査とする。

2 定期の検査は、一般飲用井戸(自家用のものを除く。))のうちおおむね30人以上の居住者に対して飲用水を供給するものにあつては6月以内ごとに1回、その他の飲用井戸等にあつては1年以内ごとに1回行うものとする。

3 一般飲用井戸の当該年における2回目の定期検査については、地域の状況等を総合的に判断し、基本項目以外の検査の全部又は一部を省略することができる。

(臨時検査)

第6条 臨時検査は、飲用井戸等から給水される水に異常が認められたとき、水質基準項目のうち必要なものについて行うものとする。

(記録の保存)

第7条 設置者等は、飲用井戸等の水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間これを保存するものとする。

(検査の依頼)

第8条 設置者等が一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の水質検査を依頼する場合は、水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に依頼するものとする。

2 設置者等が小規模受水槽水道の管理状況についての検査を依頼する場合は、水道法第34条の2第2項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に依頼するものとする。

(汚染時の措置)

- 第9条 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあると認めるときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、市長に報告するものとする。
- 2 設置者等は、水質検査の結果、水質基準に関する省令に基づく水質基準を超える汚染が認められた場合には、市長に報告するものとする。
- 3 市長は、前2項により設置者等から報告を受けたときその他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(管理状況等の報告)

- 第10条 市長は、飲用井戸等の管理の適正を確保するため、設置者等から、飲用井戸等の管理状況等について必要な報告を求めることができる。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日浜松市告示第141号)

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日までの間は、改正後の浜松市飲用井戸等衛生対策要領第4条中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」とする。

附 則(令和6年2月29日浜松市告示第142号)

この告示は、令和6年2月29日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年2月26日浜松市告示第109号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。